

『歯科特殊健康診断』への小笠掛川歯科医師会の指針

1. 小笠掛川歯科医師会 会員歯科医院は『歯科特殊健康診断マニュアル』にて、法定健診に対応した、精度を均一化した歯科特殊健康診断を提供します。
2. 労働安全衛生法に従い、いわゆる『3管理』に合わせた歯科特殊健康診断を行います。

作業管理	<p>作業手順書などの確認</p> <p>SDS（安全データシート）の確認</p> <p>使用時間の確認</p> <p>職場巡視による実際の作業時の確認</p>	<p>むし歯、歯周病などの類似疾患と区別するために薬品の情報が必須です。</p> <p>労働基準監督署への結果報告書には作業内容の記載が必要です。</p>
作業環境管理	<p>局所排気装置の確認</p> <p>個人保護具の確認</p>	<p>むし歯、歯周病などの類似疾患の痕跡が口腔内にあったとしても『これは薬品の影響ではない』と確定させるため必須です。</p>
健康管理	<p>過去の労災から厚生労働省により、物質とその診査項目が示されている場合があります。</p> <p>健康診断結果から健康管理の助言をいたします。</p> <p>歯など口腔内写真を記録することで時間経過後の所見の有無を確認する場合があります。</p>	<p>むし歯や歯周病など一般的な歯科疾患を診査するもの、健康管理をするものではありません。</p>